

# 資料1

## 芦屋町障害者計画

### 令和4年度取組結果・令和5年度計画表

評価	事業数	%
◎	45	70
○	15	23
△	1	2
—	3	5
合計	64	100

#### 凡例

#### 「評価」の区分

- ◎ : 計画の目標を達成した
- : 概ね計画を達成した
- △ : 計画どおりに実施できなかった
- : 本年度は該当施策はなかった

## 芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

### ◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

#### 分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 生活環境の整備	外出・移動支援	◆体育施設やレジャープール、タウンバス等の利用料について、引き続き障がい者割引を行います。	生涯学習係	・総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。	・町のホームページや福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載した。	◎	・今後も継続して周知を行っていく必要がある。	・総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載する。
			産業観光係	・レジャープール開設時に引き続き障がい者割引を実施するとともに、観光協会ホームページ及び福祉のしおりで周知する。	・障がい者及び付き添い1名について、レジャープールの入場料を半額にした。 ・観光協会ホームページで障がい者割引について周知した。	◎	・申請実績が少ないため広く周知することが必要である。	・引き続きレジャープールでの割引を実施するとともに、観光協会ホームページ及び福祉のしおりで周知する。
			地域振興・交通係	・芦屋タウンバスについて、障がい児割引(料金を4分の1)を新たに設ける。 ・タウンバス及び市営バスの町内100円運賃試行を継続する。(令和2年6月1日から令和5年3月31日) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とする(継続)。	・芦屋タウンバスについて、障がい児割引(料金を4分の1)を新設した。 ・芦屋タウンバス及び市営バスの町内100円運賃試行について協議し、試行期間を1年間延長した。(令和2年6月1日から令和6年3月31日) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とした(継続)。	◎	・芦屋タウンバス及び市営バス町内100円運賃及び芦屋町巡回バス(無料)を引き続き周知していく必要がある。	・芦屋タウンバス及び市営バスの町内100円運賃の試行結果をもとに、令和6年度以降の導入または廃止について、協議・決定する。 ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とする(継続)。
	住宅バリアフリー化の推進	◆「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がい者等の外出や移動を支援します。	環境住宅係	・「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、バス停ベンチや上屋等の経年劣化に伴う更新確認を行う。 ・タウンバス、巡回バス利用者へのアンケート調査を行い、必要な停車箇所、ルートの把握を行う。(継続)	・「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、バス停ベンチや上屋等の経年劣化に伴う更新確認を行った。 ・令和4年11月～12月にタウンバス、巡回バス利用者へのアンケート調査を行い、必要な停車箇所、ルートの把握を行った。(継続)	◎	・バス停ベンチ及び上屋の更新内容を記載したバス停台帳に基づき、老朽化したベンチ等の更新を行う。 ・巡回バスの運行ルートは町内ほぼ全域をカバーしているが、山鹿の夏井ヶ浜周辺など、一部運行ルート上に無い地域があるため今後検討が必要である。 ・令和4年11月～12月にかけて実施した芦屋タウンバス、巡回バス利用者アンケートの結果に基づき、適切なバス停・運行ルートの整備を行う。	・「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、バス停ベンチや上屋等の経年劣化に伴う更新確認を行う。(継続)
			環境住宅係	・令和4年度については、住宅バリアフリー化を進める事業を予定していない。(令和5年度において、緑ヶ丘団地9棟のエレベーター設置を予定している。)	・該当事業無し。	ー	・計画通り実施できており、特段の問題は無い。	・緑ヶ丘団地9棟のエレベーター設置を行う。 ・緑ヶ丘団地8棟のエレベーター設置に係る実施設計を行う。
			障がい福祉支援係	・サービスや福祉のしおり等による周知を継続して行う。 ・地域生活支援事業等、相談に応じ必要な支援を相談支援員や民生委員・児童委員へ周知する。	・サービスガイドや福祉のしおりに掲載し周知を図った。 ・民生委員・児童委員に対して福祉のしおりを活用し勉強会を行い周知した。 ・相談支援員に対し、地域生活支援事業等制度について周知した。	◎	・支援を必要としている人へ情報が行き届くよう周知を継続して行っていく必要がある。	・サービスガイドや福祉のしおり等による周知を継続して行う。 ・地域生活支援事業等、相談に応じ必要な支援を相談支援員や民生委員・児童委員へ周知する。
	道路・公共施設の推進	◆障がい者等が利用しやすいよう「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。	都市建設係	・芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事を予定しており、それに併せバリアフリー化工事を行う。	・計画どおり下記工事のバリアフリー化(スロープ設置・段差解消・身障者用駐車場整備等)を実施している。(令和5年度10月工事完了予定)  芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事	◎	・新設や既存施設の改修に合わせて、バリアフリー化を検討する必要がある。	下記の予定工事、設計にバリアフリー化を検討する。 ・緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事 ・緑ヶ丘団地8棟改修工事実施設計委託
			都市整備係	・令和4年度は道路工事自体はあるが、バリアフリー化工事を要する工事の計画はない。	・該当事業無し。	ー	・歩道整備を実施する際には、福祉課と協議を実施し、必要に応じてバリアフリー化や点字ブロックの設置を検討する。県道なども同様に工事の際は、その必要性について協議を実施する。	・令和5年度は歩道が設置してある路線の整備は実施しないため、バリアフリー化や点字ブロックを設置する計画は無い。

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 生活環境の整備	緊急時の支援体制の充実	◆自主防災組織への活動支援を行うとともに、新たな組織設置へ向けた働きかけを行います。	総務課係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長会等の地縁団体に対し、防災に関する知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行う。</li> <li>・防災士の資格取得にあたる受験費、教材費、登録料などの必要経費を町が負担し、防災士育成事業を案内するとともに、地域での防災士定着を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する出前講座(浜崎区、三軒屋区)を実施したが、訓練実施の申し出はなかった。</li> <li>・防災士の資格取得にあたる助成事業を行い、新たに7名が防災士資格を取得した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに防災士資格を取得した方の活用のため、知識のアップデートと意見交換のための勉強会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長会等の地縁団体に対し、防災に関する知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行う。</li> <li>・防災士の資格取得にあたる受験費、教材費、登録料などの必要経費を町が負担し、防災士育成事業を案内するとともに、地域での防災士定着を図っていく。</li> <li>・防災士資格取得者を集めた勉強会を実施し、防災知識のアップデートと意見交換を行い、防災士の活用を図る。</li> </ul>
		◆各種ハザードマップの住民への周知を行います。	総務課係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等において、ハザードマップの活用と周知を図る。</li> <li>・転入者にハザードマップを配布する。</li> <li>・ハザードマップ(改訂版)を各戸住民配布する。</li> <li>・マイタイムラインについてハザードマップの活用と併せて周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座(浜崎区、三軒屋区)時に、ハザードマップを活用しながら当該自治区に特化した自宅や地域の危険箇所、避難方法について周知を図った。</li> <li>・転入者にハザードマップを配布した。</li> <li>・令和3年度に見直したハザードマップにおいて、災害、防災情報に加えてマイタイムラインに関するページを新たに設けたものを各戸に配布した。</li> <li>・戸別受信機の試験放送(毎月10日、25日)で、災害に備えてハザードマップを確認するよう周知した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次地域福祉計画策定時の住民アンケート(H30)では、若年者ほどハザードマップを確認していない割合が多く、(20代の84.4%が確認していないと回答)50代未満への層の働きかけ、周知が課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等において、ハザードマップの活用と周知を図る。</li> <li>・転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況を説明したうえで、配布する。</li> <li>・マイタイムラインについて、ハザードマップの活用と併せて周知する</li> <li>・戸別受信機の試験放送(毎月10日、25日)で、災害に備えてハザードマップを確認するよう周知した。</li> </ul>
		◆早期の避難行動ができるよう、情報伝達等の向上を目指します。	総務課係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別受信機を用いて、災害時の情報を各戸で受信できるよう配信するとともに、防災メールまもるくん、緊急速報メール、Yahoo!防災アプリ、芦屋町Line、Lアラート、dホッタン(KBC)などを効果的に使用し、いつでもだれでもどこでも、災害時の情報を適時適切に配信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸、世帯に配布している戸別受信機の取扱い、使用方法などを広報あしや6月号、11月号に掲載し、災害時等の情報伝達手段が適切に受信できるよう周知した。</li> <li>・広報あしや6月号でYahoo!防災アプリ、防災メールまもるくんなどの入手、設定方法を周知した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害弱者へわかりやすく、伝えていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別受信機を用いて、災害時の情報を各戸で受信できるよう配信するとともに、防災メールまもるくん、緊急速報メール、Yahoo!防災アプリ、芦屋町Line、Lアラート、dホッタン(KBC)などを効果的に使用し、いつでもだれでもどこでも、災害時の情報を適時適切に配信する。また、当該情報の入手方法、設定方法なども適時適切に周知する。</li> <li>・令和4年度に福岡県が開発したスマートフォンアプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の周知を県とともに行う。</li> </ul>
		◆避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の作成支援等により、障がい者等の支援体制の充実を図ります。	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関して関係者への周知を行う。</li> <li>・広報あしやで避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。</li> <li>・個別計画の策定において、総務課と調整しながら、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりを支援するなどの取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿を更新した。また、更新に際して名簿の取扱い・活用に関する個人情報保護研修会を開催した。 名簿登録同意者 708名 全対象者 2,120名 研修会参加者 22名</li> <li>・区長会、民生委員児童委員協議会で避難行動要支援者名簿の活用、日常からの地域での関係性、支えあいの必要性を啓発し、個別計画策定を促した。また、広報あしや6月号にも上記内容を掲載した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針と比べて対象者を拡大していることにより、個別計画の作成等を進めるにあたっての支障となっていると考えられる点がある。管理システム導入を契機に、対象の見直しも検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関して関係者への周知を行う。</li> <li>・広報あしやで避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。</li> <li>・避難行動要支援者管理システムを導入し、名簿の管理運用を円滑にして、個別避難計画の作成等につなげられる環境の構築を行う。</li> </ul>
		◆災害発生時等の要支援者への支援を充実させるため、町内の障がい福祉サービス事業所との連携を進めていきます。	障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。</li> <li>・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度に締結した「協定書」によって、障がい福祉サービス事業所との連携はできている。</li> <li>・災害時の事例を想定し、福祉避難所の開設や必要物資の確認、要配慮者への支援等、災害時の行動マニュアルにもとづき、6月に図上訓練を行った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一の災害に備え、「災害時等における福祉避難所への人的派遣に関する協定書」の確認を含め、図上訓練の継続が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。</li> <li>・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。</li> </ul>

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野2:情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 障がい者に配慮した情報提供等の充実	情報提供の充実	◆視覚障がい者が行政情報を円滑に得られるよう、広報紙の内容を音声によって提供します。	企画 広報 情報 課係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。</li> <li>・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしやで周知する。</li> <li>・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施する。また、各課へホームページ掲載記事の内容の点検や改善を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あしやの録音を行い、音声での提供を行った(個人1名、1団体)</li> <li>・ホームページと広報あしや令和5年3月号で、広報あしやを音声で提供していることを周知した。</li> <li>・職員を対象にウェブアクセシビリティ向上研修を実施した。また、研修後、ホームページのアクセシビリティの修正依頼を行い、職員のアクセシビリティ向上に努めた。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブアクセシビリティに対応した記事が今後も作られるよう、職員への定期的な研修やホームページの内容確認、改善を定期的に促す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。</li> <li>・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしやで周知する。</li> <li>・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施する。また、各課へホームページ掲載記事の内容の点検や改善を促す。</li> </ul>
		◆障がい者等の情報取得を支援する機器の貸出を行うとともに、コミュニケーションを手助けする助聴器等を行政窓口等へ設置します。	障がい者・生活 福祉 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続する。</li> <li>・障がいの状況に合わせ、助聴器やコミュニケーションボードを活用し対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出物品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字プリンター</li> <li>・点字テプラ</li> <li>・拡大読書器</li> <li>・ポータブルレコーダー</li> </ul>                             貸出件数 0件                         </li> <li>・拡大読書器:芦屋図書館に設置</li> <li>・相談や手続き等必要に応じて、福祉課に設置している助聴器及びコミュニケーションボードを活用し対応した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口対応時等、筆談や必要に応じ情報支援機器を活用しコミュニケーションを図れるようにしていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続する。</li> <li>・障がいの状況に合わせ、助聴器やコミュニケーションボードを活用し対応する。</li> </ul>
(2) 障がい者の意思疎通支援の充実	意思疎通支援	◆聴覚障がい者等が、日常生活において円滑な意思疎通が行えるよう手話通訳者の派遣を行います。	障がい者・生活 福祉 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害者の日常生活での自立を支援する。</li> <li>・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録手話通訳者 2名</li> <li>・手話通訳者派遣延べ回数 1回</li> <li>・手話通訳者派遣延べ時間 2時間</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要時に迅速に派遣できるよう、手話通訳者と引き続き連携を図る必要がある。</li> <li>・利用者が減少しているため事業についての周知を福祉のしおり等で引き続き図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害者の日常生活での自立を支援する。</li> <li>・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。</li> </ul>
		◆聴覚障がい者等への円滑な手続きの支援を行うため、行政窓口到手話通訳者を設置します。	障がい者・生活 福祉 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内に手話奉仕員を1名配置し、聴覚障がい者の手続き等がスムーズに進むよう支援した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の手話奉仕員が不足しているため、講座等(1市4町での養成講座)に参加し育成をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。</li> </ul>

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 障がいに対する理解の推進	障がいについての啓発	◆障がい等によって生じる暮らしづらさへの理解を広めるとともに、障がい者等への差別をなくすため、広報等による啓発を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・12月3日～9日までの障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。 ・人権まつりや成人式等で、障がいについての啓発を行う。 ・ヘルプカードの窓口での配布、ヘルプマークについての周知を継続して行う。	・広報あしや12月号で、障害者週間や障がい者差別解消条例、障がい者虐待に関する記事を掲載し、障がい者への理解促進を図った。 ・人権まつりで、障がいの理解促進チラシ及びクリアファイルを配布し、障がいについての啓発を行った。 ・ヘルプマークのポスターを庁舎内に掲示し、ホームページにて継続して周知を行った。また、窓口でヘルプカードの配布を行った。	◎	・障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げるため、一人ひとりが障がいに関する知識を深め、物理的・心理的なバリアをなくしていく必要がある。	・12月3日～9日までの障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。 ・人権まつりで、障がいの理解促進を図るための啓発を行う。 ・ヘルプカードの窓口での配布、ヘルプマークについての周知を継続して行う。
	事業者による合理的配慮の推進	◆障害者差別解消法の周知を行い、事業者による合理的配慮の提供を促します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・広報及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の掲載を継続し合理的配慮の周知をする。 ・12月3日～9日までの障害者週間に合わせて、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知をする。	・広報あしや12月号及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について掲載し、合理的配慮の周知を行った。 ・広報あしや12月号に合理的配慮について記事を掲載し、事業者に対し周知を図った。	○	・広報あしや、町のホームページで継続して合理的配慮に関する周知を行う必要がある。	・広報及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の掲載を継続し合理的配慮の周知をする。 ・遠賀郡四町で足並みを揃え、障害者差別解消法に関する条例改正を行い、改正した内容について周知を図る。
	学習機会の提供	◆人権まつりを開催し、障がい者団体等による催しや作品に触れ障がいへの理解を深める機会を提供します。	生涯学習係 生涯学習課	・12月4日～10日の人権週間にあわせて、第24回芦屋町人権まつりを開催し、障がい者への理解を深める機会の提供に努める。	・12月10日に開催した人権まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小して開催したため、障がい者団体による催しや作品の展示は実施できなかった。	△	・多くの人に障がい者への理解を深めてもらうため、人権まつりの来場者を増やすことが課題である。	・12月4日～10日の人権週間にあわせて、第25回芦屋町人権まつりを開催し、障がい者への理解を深める機会の提供に努める。
	障害者差別解消法に基づく町条例	◆障害者差別解消法に基づく町条例を制定し、差別の解消等を推進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・広報あしや及び町のホームページに掲載し、継続して周知を図る。 ・人権まつり等に合わせ、障害者差別解消の推進に関するリーフレットの配布をする。	・広報あしや12月号及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について掲載し、合理的配慮の周知を行った。 ・人権まつりで、障がいの理解促進チラシ及びクリアファイルを配布し、障がいについての啓発を行った。	◎	・「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について周知を継続していく必要がある。	・広報及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の掲載を継続し合理的配慮の周知をする。 ・人権まつりで、障がいの理解促進を図るための啓発を行う。

## 芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(2) 権利擁護の推進	権利擁護の推進	◆障がい者の権利や財産を守るための成年後見制度の周知を行います。	高齢者支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関と協力しながら、住民からの相談に適切に対応する。</li> <li>・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。</li> <li>・郡内3町及び中核機関と連携し、制度啓発のための講演会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関(北九州市・岡垣町・遠賀町と共同)を設置し、住民からの相談に専門職が対応する環境を整備している。講演会等を通じて制度の周知を図った。</li> <li>・成年後見制度利用促進計画を策定し、計画的に制度の周知・浸透を図っていくうえでの目標を明確にした。また、町のホームページや広報あしやで出張相談会の開催を伝えたほか、広報あしや5月号に成年後見制度の説明記事を掲載した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用促進計画を策定し、中核機関の設置等の施策を進めているが、周知については広く一般向けのものしかしておらず、障がい者やその養護者に向けての周知を図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関と協力しながら、住民からの相談に適切に対応する。</li> <li>・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。</li> <li>・郡内3町及び中核機関と連携し、制度啓発のための講演会を開催する。</li> </ul>
		◆成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。	高齢者支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。</li> <li>・成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人のなり手がいない人や、後見人等に対する報酬を支払う金銭的余裕がない人など、制度の利用に困難を抱えている人を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職向けの勉強会を1回実施し、16名が参加した。</li> <li>・遠賀町、岡垣町と合同で住民向けの講演会を開催し、全体で34名が参加した。</li> <li>・広報あしや5月号に制度の内容や無料相談について掲載した。</li> <li>・自治区で行われている地域交流サロンの実施団体に無料相談のチラシを配布した。</li> <li>・後見制度の利用に困難を抱えている人からの支援要請、相談はなかった。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用を必要とする住民に確実に情報が届くよう、成年後見制度利用促進計画にのっとり、周知を進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。</li> <li>・成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人のなり手がいない人や、後見人等に対する報酬を支払う金銭的余裕がない人など、制度の利用に困難を抱えている人を支援する。</li> </ul>
			障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度についての相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり、相談支援機関や関係機関へつなぐことで必要な制度が利用できるよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度について障がい者の相談はなかったが、地域包括支援センターと連携し、関係機関へつなぐ準備を整えた。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が必要としている制度について利用できる中核機関とともに引き続き支援を継続していくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度についての相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり、相談支援機関や関係機関へつなぐことで必要な制度が利用できるよう支援する。</li> </ul>
(3) 障がい者虐待の防止	障がい者虐待の防止	◆障がい者虐待について広報紙や町のホームページへ掲載し広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報に掲載する。</li> <li>・ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あしや12月号で、障害者週間や障がい者差別解消条例、障がい者虐待に関する記事を掲載し、障がい者への理解促進を図った。</li> <li>・県から送付されるポスターを庁舎内に掲示、チラシを窓口に配架し、ホームページにて周知を行った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待をされている人が虐待を受けていると認識できずに、自分から被害を訴えられない場合があるため、周囲の人がこの問題を認識し、虐待防止につながるよう、継続して啓発を行うことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報に掲載する。</li> <li>・ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。</li> </ul>
		◆障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図るとともに、養護者のケアを行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し、職員の資質の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設従事者による虐待を想定した「障がい者虐待防止対応事例検討会」に参加し、職員の資質向上を図った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待についての的確に相談対応ができるよう、職員の資質向上を図ることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し、職員の資質の向上を図る。</li> </ul>

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 相談支援体制の充実・強化	相談窓口の充実	◆相談支援事業所による一般相談窓口を設置し、障がい者の相談対応の充実を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般相談窓口(委託)を継続して設置する。「みどり園」「まつかぜ荘」</li> <li>相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般相談窓口として指定特定相談支援事業所に委託した。「みどり園」「まつかぜ荘」相談件数 8件/年</li> <li>相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、上記事業所の案内を行った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般相談窓口(委託)を引き続き設置する。</li> <li>窓口での情報提供を継続し、相談対応を充実させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般相談窓口(委託)を継続して設置する。「みどり園」「まつかぜ荘」</li> <li>相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。</li> </ul>
		◆町ホームページ等で、障がい者等へ困りごとに応じた相談窓口の周知を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。</li> <li>相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口について福祉のしおりに掲載し、手帳交付時や相談者へ周知した。</li> <li>相談支援事業所について、町のホームページや福祉のしおりに掲載し周知した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な時に相談できるように、相談窓口について、今後も周知をしていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。</li> <li>相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。</li> </ul>
	地域での相談活動	◆障害者相談員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、関係機関との連携を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。</li> <li>相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。</li> <li>障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。</li> <li>町のホームページに、身体・知的障がい者相談員について掲載し周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応できるようにした。相談件数 3件</li> <li>福岡県障がい者相談員研修会に参加し、相談員の資質向上を図った。</li> <li>障がい者手帳新規取得者に福祉のしおりを配布し、障がい者相談の窓口について周知した。</li> <li>町のホームページに、身体・知的障がい者相談員を顔写真入りで掲載し、周知を図った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員の資質向上及び相談窓口の周知を継続して行い、気軽に相談してもらえる存在となってもらうことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。</li> <li>相談員の資質向上を図るために相談員研修会への参加を促す。</li> <li>障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。</li> <li>町のホームページに、引き続き身体・知的障がい者相談員について掲載し周知する。</li> </ul>
		◆民生委員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。住民がより気軽に相談できるよう、研修等でスキルアップを図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。</li> <li>障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員・児童委員へ身体・精神障がい者福祉のしおりを配布し説明をする。(定例会)</li> <li>民生委員・児童委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適宜、民生委員・児童委員からの相談に対し、必要なサービス等について案内した。</li> <li>民生委員・児童委員に対し福祉のしおりを配布し、勉強会を開催した。</li> <li>役員会、定例会において、各種研修会の案内を適宜行った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員が適切な支援を行えるよう、芦屋町の福祉サービスの知識の向上を図ることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。</li> <li>障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員・児童委員へ身体・精神障がい者福祉のしおりを配布し説明をする。</li> <li>民生委員・児童委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。</li> </ul>



芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(2) 福祉サービスの充実	福祉制度の周知	◆障がい者等がニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられるよう、町ホームページやサービスガイド等で制度の周知を行います。	福祉課 障がい者係・生活支援係	・町のホームページやサービスガイド等で福祉サービスについて継続して周知する。 ・法や制度の改正に合わせ、町のホームページやサービスガイド、福祉のしおりの内容を更新していく。	・社会資源マップ(町のホームページ)やサービスガイド等に、福祉サービスについて継続して掲載し周知を図った。	◎	・障がい者のサービスや制度について、適宜、情報の更新を行い内容を充実させていく必要がある。	・町のホームページやサービスガイド等で福祉サービスについて継続して周知する。 ・法や制度の改正に合わせ、町のホームページやサービスガイド、福祉のしおりの内容を更新していく。
	障害福祉サービスの充実	◆障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、個々のニーズに応じて居宅介護や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。また、遠賀・中間地域で連携を取りながらサービス等を検討していきます。	福祉課 障がい者係・生活支援係	・障がい者の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がい児・者へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供をする。 ・地域生活支援拠点等について、機能の充実を図るため1市4町(中間市・遠賀郡)での協議を継続する。	・支援を必要とする障がい者から相談を受けた時に、聞き取りや相談支援専門員との連携により、対象者にとって必要なサービスを検討した。その上で、障害者総合支援法・児童福祉法に基づいて支給を決定し、福祉サービスを提供した。 ・遠賀中間地域における地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた取り組みを行った。 ※事業所説明会の開催 ※緊急時の受入れを想定した模擬訓練の実施 ※緊急時対応マニュアルの更新	◎	・対象者にとって必要なサービスを提供できるよう、引き続き相談対応や相談支援専門員等との連携が必要である。 ・地域生活支援拠点等について、情報共有や意見交換の場をつくり、事業所間での連携を図ることが必要である。 ・宗像・遠賀保健福祉環境事務所と1市4町(中間市・遠賀郡)が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をすることが必要である。	・障がい者の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がい児・者へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供をする。 ・地域生活支援拠点等について、事業所間での連携を図るため、事例検討会を含め情報共有や意見交換の場を確保する。 ・宗像・遠賀保健福祉環境事務所と1市4町(中間市・遠賀郡)が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行う。
		◆放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供します。	福祉課 障がい者係・生活支援係	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・チラシの配布や広報掲載を行い、周知をしていく。	・町の要綱に基づいて福祉サービスを提供した。 利用実人数 7名 延人数 643名 開所延日数 272日 (R5.3.31時点) ・芦屋すてっぷくらぶのチラシを作成し、相談時や教育相談会で配布を行った。	◎	・サービス利用が必要な障がい児に、サービス提供ができるよう、芦屋すてっぷくらぶの周知を継続して行う必要がある。	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・チラシの配布や広報掲載を行い、周知を図る。
		◆遠賀郡4町で「障害者支援センターさくら」を運営委託し、障がい者へ日中過ごす場所を提供します。	福祉課 障がい者支援係	・令和5年度の民間への移譲に向けて、遠賀郡4町で引き続き協議を行う。	・遠賀郡4町で民間移譲に向けた事業者選定(一般公募)等の事務手続きに関する進め方について協議を行った。	◎	・令和6年4月の民間移譲に向けて、遠賀郡4町で協議を行い事務手続きを進める必要がある。	・募集要項を遠賀郡4町のホームページで公表し、募集要項にもとづき事業所から提出された書類を遠賀郡4町で審査し、移譲先の事業所を選定する。
町のサービスによる生活支援	◆緊急通報装置貸与事業や福祉タクシー料金助成事業等により、障がい者等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 ・緊急通報装置貸与事業 ・救急医療情報キット給付事業 ・自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 ・心身障害者扶養共済制度助成事業	福祉課 高齢者支援係	・サービスの利用状況による評価を行い、サービスごとに、今後の必要性について検討を行う。 ・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届くよう、民生委員やケアマネジャーなど、本人の身近な人を通じた情報提供を行う。	・ケアマネジャーや福祉サービスガイド等により各事業の周知を図った。事業の利用者数は以下のとおり。 ・高齢者等配食サービス事業 利用人数 82名 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 利用人数 0名 ・緊急通報システム事業 利用人数 22名 ・救急医療情報キット給付 令和4年度配布21個(累計1,095個)	○	・利用者が限られているサービス(寝具洗濯乾燥サービス等)について、ケアマネジャー等を通じた事業啓発を行っても利用者が増えない状況であり、これらについて町がサービスを提供する必要性を検討すべきである。	・サービスの利用状況による評価を行い、サービスごとに、今後の必要性について検討を行う。 ・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届くよう、民生委員やケアマネジャーなど、本人の身近な人を通じた情報提供を行う。 ・福祉サービスガイド(冊子)を転入手続時等に配布することで、サービスの内容を分かりやすく住民に知らせる。	
		福祉課 障がい者係・生活支援係	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、状況の把握を行い、ニーズに合ったサービスの提供を行う。 ・身体及び精神障がい者福祉のしおりで、手帳交付者や相談者に対し、周知を図る。	・福祉のしおりに等により各事業の周知を図った。事業の利用者数は以下のとおり。 ・自動車改造費助成事業 利用者数 0名 ・福祉タクシー料金助成事業 利用者数 110名 配布冊数 151冊 利用率 51% ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 利用者数 1名 ・心身障害者扶養共済制度助成事業 新規 0名	◎	・支援を必要とする人に、正確な情報が確実に届くよう、情報提供の手法について工夫が必要である。	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、状況の把握を行い、ニーズに合ったサービス及び事業の提供を行う。 ・身体及び精神障がい者福祉のしおりで、手帳交付者や相談者の対し、周知を図る。	
(3) 意思決定支援の推進	相談員による意思決定支援	◆障がい者の人格や個性を尊重し、生活における自己決定・自己選択の支援を行うため、相談員による計画相談等の利用を促進します。	福祉課 障がい者係・生活支援係	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう案内し、下記のとおり向上した。 ・障がい児計画相談の支給決定者数 R3:70.3%(サービス利用者数37名中26名 セルフプラン11名) R4:83.3%(サービス利用者数42名中35名 セルフプラン7名) ・障がい者の計画相談の支給決定者数 R3:99% (サービス利用者数108名中107名 セルフプラン1名) R4:97.4% (サービス利用者数117名中114名 セルフプラン3名) ・相談支援専門員や事業所等と連携を図り対象者に適したサービスを提供した。	○	・すべての障がい者(児)に対して、計画相談の利用を促進していく必要がある。 ・サービス利用者には、計画相談・障がい児相談支援の利用を勧めていく必要がある。	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。



芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(4) 障害児に対する支援	相談体制の充実	◆乳幼児健診等により、支援を要する乳幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	健康・こども係	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へ繋げる。</li> <li>母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、子育て世代包括支援センターについての情報提供による周知を図り、相談しやすい体制を継続するとともに、必要な支援へ繋げる。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分にを行い、感染対策を徹底していることを周知して、受診を控えないよう、勧奨する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関(町内保育所・幼稚園、学校教育課、福祉課、子育て支援係、子育て支援センター等)と日頃から連携を深め、適宜情報交換・情報共有を行い、必要な支援を行った。</li> <li>三課(健康・こども課、学校教育課、福祉課)情報共有会議に参加し、各課との情報共有を図った(3回/年)。</li> <li>転入時、母子健康手帳交付時など子育て世代包括支援センターの周知を行った。</li> <li>乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査などで、ことばや発達の問題があった場合は、ほほえみ相談(ことばや発達の相談)や乳幼児健康診査の小児科医師に相談して、必要な支援に繋がった。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行い、乳幼児健診を実施した。4カ月児健康診査は受診率97.4%(R3年度96.3%)1歳6カ月児健康診査は受診率92.0%(R3年度92.6%)、3歳児健康診査は受診率92.9%(R3年度93.1%)。受診率目標は共に93%であるが、1歳6カ月児及び3歳児健診は受診率は目標に達しなかった。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との情報交換や連携会議などで、相談体制を連携を継続する必要がある。</li> <li>乳幼児健康診査や転入時など子育て世代包括支援センターについての情報提供を徹底して、相談しやすい体制を継続する必要がある。</li> <li>未受診児に対しては、健診の勧奨や必要性の説明を行うなどして、受診できるように対応する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へ繋げる。</li> <li>母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、子育て世代包括支援センターについての情報提供による周知を図り、相談しやすい体制を継続するとともに、必要な支援へ繋げる。</li> <li>未受診児に対しては、健診の勧奨や必要性などの説明を行っていく。また、未受診となった場合は、児の状況の把握は行き、必要時にほほえみ相談に繋げることができるよう対応する。</li> </ul>
		◆臨床心理士によることばの相談により、支援を要する幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	健康・こども係	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、ほほえみ相談についての情報提供を徹底して、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する。</li> <li>ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室を案内する。教室では、母子に対して人と関わる楽しさや社会生活を送る上での必要な技術を教えることで、乳幼児の健全な発達に向けて支援する。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ほほえみ教室が中止となった場合は、適宜電話フォローするなど、育児相談を必要に応じて実施する。</li> <li>ほほえみ教室参加者については、適宜評価を行い適切な時期に児童発達支援、保育所等訪問支援等の療育の利用につなげることができるよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施して、支援を要する幼児の早期発見を行った。実施回数11回(R3年度12回)相談実人数50人(R3年度56名)延人数59名(R3年度67名)。</li> <li>保育園・幼稚園と連携して、ことばや発達について乳幼児の相談を受けた場合は、臨床心理士に繋がった。</li> <li>乳幼児健康診査時のほほえみ相談人数は、1歳6カ月児健康診査時18名(R3年度16名)、3歳児健康診査時15名(R3年度14名)。</li> <li>ほほえみ教室(親子発達教室)は、実施回数11回(R3年度7回)、参加実人数11名(R3年度7人)、延人数35名(R3年度25人)。</li> <li>ほほえみ教室参加者については、適宜ほほえみ相談による評価を行った。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と定期的に情報交換・情報共有を行い、支援を要する幼児を相談に繋げられるよう、相談体制の連携を継続する必要がある。</li> <li>乳幼児健康診査でほほえみ相談を実施することで、相談しやすい体制となっており、今後も継続していく。また、転入時など、ほほえみ相談についての情報提供を行い、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する必要がある。</li> <li>ほほえみ教室参加者については、引き続き、ほほえみ相談による評価を行い、必要時は保育園などに現状の報告をし対象児の発達支援に繋がるよう対応していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、ほほえみ相談についての情報提供を徹底して、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する。</li> <li>ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室を案内する。教室では、母子に対して人と関わる楽しさや社会生活を送る上での必要な技術を教えることで、乳幼児の健全な発達に向けて支援する。</li> <li>ほほえみ教室参加者については、ほほえみ相談による評価を行い、必要時は保育園などに現状の報告をし対象児の発達支援に繋がるよう対応していく。</li> </ul>
	障がい児の療育支援	◆障がい児保育への補助制度により、障がい児保育を充実します。	子育て支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行った。 若葉保育所:444,000円(対象児童:1人) 芦屋保育園:444,000円(対象児童:1人) 緑ヶ丘保育園:3,108,000円(対象児童:7人)</li> <li>※公立保育所については、私立保育所に対する補助金相当額を指定管理料に含んでいる。 【参考】 山鹿保育所:1,776,000円(対象児童:2人)</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所によっては保育士を加配しているが、障がい児の程度が補助対象であるか分からず申請していないケースがあるため、保育所の現状を把握し補助内容の助言を行うなど、コミュニケーションを取っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。</li> </ul>

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(4) 障害児に対する支援	障がい児の療育支援	◆臨床心理士が保育所や小中学校を訪問する巡回相談により、児童への助言をはじめ必要な支援を行います。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 3回/年</li> <li>・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 6回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和4年度:3回開催</li> <li>・小学校、中学校小を対象に巡回相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和4年度:6回開催</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる児童に専門的な支援がなされるように、今後も巡回相談を継続していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 3回/年</li> <li>・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 6回/年</li> </ul>
		◆関係課による協議の場を設け、支援を要する児童への対応を充実させます。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。 3回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催することで、それぞれの部署における課題や情報の共有を行った。 令和4年度:3回開催</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署で情報を共有することで対象者への支援を充実させていくことが今後必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)による実務者会議(令和5年度より名称変更)に参加し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。 3回/年</li> </ul>

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 保健サービスの充実	妊婦健診・訪問指導の推進	◆若年妊産婦やハイリスク妊婦への支援のため、妊婦健診を確実に受診するよう指導します。	健康づくり係 健康・子ども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)の目標を、98%以上とする。妊婦歯科健診の受診率の目標を、30%以上とする。</li> <li>妊婦健診の受診勧奨を電話や面談にて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)は、97%であった。</li> <li>妊婦へ電話や面談を実施し、体調確認等を行った。また、その際、妊婦健診や妊婦歯科健診の受診勧奨を行った。</li> <li>妊婦への体調確認のための電話・面談件数は、延べ111件であった。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な妊婦健診の受診の必要性を周知し、確実に受診するよう対象者に確実に勧奨を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)の目標を、98%以上とする。</li> <li>妊婦へのアンケートを実施し、妊婦健診・妊婦歯科健診の受診状況を把握する。</li> <li>妊婦への電話や面談で、妊婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨を行う。</li> </ul>
		◆乳幼児全戸訪問を行い、出産後の指導を徹底します。	健康づくり係 健康・子ども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。</li> <li>医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子保健事業を通して、母子の継続的な支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生後、乳児家庭全戸訪問を行った。対象者:75名</li> <li>低出生体重児や育児不安のある産婦には、生後2カ月よりも早く訪問に行き、母子の育児支援を行った。母の精神疾患があるなど、必要な場合は継続的に訪問支援を行った。養育支援件数延16名</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時や妊娠中の体調確認、妊婦健診の結果を確認することで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する必要がある。</li> <li>医療機関(産婦人科医、小児科医)等と連携をとり、出生後は母子保健事業(乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査等)を通して、継続的に母子を支援する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。</li> <li>医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子保健事業を通して、母子の継続的な支援を行う。</li> </ul>
	母子健康教育の充実	◆保護者等の支援のため、母子手帳交付時の保健指導を充実します。	健康づくり係 健康・子ども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。</li> <li>医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイリスク妊婦など、手厚い支援を要する妊産婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行った。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行った。支援プラン作成4件</li> <li>ハイリスク妊婦の支援のために、適宜医療機関との連携を図った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要とする妊婦を把握するため、医療機関(産婦人科医院など)と連携し、早期に支援につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。</li> <li>医療機関(産婦人科医院など)と連携し、早期支援を継続していく。</li> </ul>
母子健康教育の充実	◆両親学級の参加拡大のため、保健指導の機会等に周知を行い参加を促します。	健康づくり係 健康・子ども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養講話)を継続して行い、母子健康教育の充実を図る。</li> <li>子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親学級は年3回の開催で24名の参加があった。助産師などから話を聞くことで出産への不安が和らげることができた。</li> <li>すくすく広場(栄養講話)は5組の参加があり、子どもの食生活や家族の食生活を見直すきっかけとすることができた。</li> <li>子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な情報が溢れているので正しい知識を普及していく必要がある。</li> <li>参加者のニーズを把握し、知りたい情報を提供し、支援していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養講話)を継続して行い、母子健康教育の充実を図る。</li> <li>子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止することとしているが、再開にむけて調整を行う。</li> </ul>	

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R4計画
(1) 保健サービスの充実	健康診査・健康相談の充実	◆障がいにもつながる生活習慣病等の予防や早期発見のため、健診受診率の向上に努めます。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の目標受診率は52%としている。受診率向上のため、引き続き40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の節目の年の健診自己負担金を無料とする。また、受診再勧奨はがきを往復圧着はがきで送付し、受診しない人には受診しない理由を確認し、受けやすい体制確保に努める。さらに、継続受診率向上のため、2年連続受診者は3回目の健診料を無料とし、1年に1回の受診を促していく。前年度受診者へ、前年度受診した月に随時勧奨の電話を行うことも引き続き実施していく。</li> <li>医療情報収集事業やデータ提供依頼については、過去1回でも協力してもらった人へ令和4年度も提供依頼を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月に受診券を対象者全員に送付した。また、継続受診率向上のため、前年度受診した人全員へ電話勧奨を実施した。さらに、8月と12月に個人の特性に応じパターン分けした個別通知による受診勧奨を行い、あわせて電話勧奨を実施した。往復はがきで予約をとれる体制を整え、69人が受診につながった。受診しない理由については、既に治療中という理由が最も多かった。R4年度受診率としては、37.6%(暫定)となり、R3年度受診率37.4%と比較し僅かではあるが上昇する見込みである。</li> <li>医療情報収集事業については、対象者150人に協力依頼文書を送付し、33人から同意を得ることができた。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期特定健康診査等実施計画で設定している目標受診率52%には程遠く、同規模市町村と比較し、対象者数が多い65歳以上の特定健診受診率が低くなっており、その層は、既に生活習慣病で治療中の人が多いことから、医療機関と連携した受診勧奨の実施や医療情報収集事業を強化していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度の目標受診率は60%となっている。対象者が多い65歳以上の受診率向上のため医療機関と連携した受診勧奨や医療情報収集事業の協力者数を増加させるため、返信がない人へは訪問や電話で再勧奨を行う。受診勧奨はがきで予約をとれる体制を継続する。</li> </ul>
		◆健診の結果に応じて特定保健指導を実施し、重症化予防を図ります	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の対象者へ紹介状を発行し、医療機関への受診を勧める。また紹介状発行から3カ月後を目途に紹介状の返信のない人のレセプトによる受診の確認を行い、未受診の場合は再勧奨を行う。</li> <li>糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意を個別健診受診者にも得られるように、かかりつけ医との連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は紹介状を65名に発行し3月末時点で54名(83%)が医療機関につながっている。また未受診者については電話で医療機関への受診勧奨や令和5年度の特定健診の受診勧奨を行った。</li> <li>糖尿病性腎症重症化予防プログラムについては、20名が該当し、そのうち12名がプログラムの参加に同意した。かかりつけ医で健診を受けている人で同意した人は1名だった。同意の有無に関わらず、プログラム対象者で医療機関未受診の人はいなかった。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果が受診勧奨判定値以上の人で、医療機関未受診者を減らすため、引き続き、電話等で勧奨していく必要がある。</li> <li>糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意率を向上させるため、特に個別健診受診者へ重症化予防への取り組みを勧めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の対象者へ紹介状を発行し、医療機関への受診を勧める。また紹介状発行から3カ月後を目途に紹介状の返信のない人のレセプトによる受診の確認を行い、未受診の場合は再勧奨を行う。</li> <li>糖尿病性腎症重症化予防プログラムの同意を個別健診受診者にも得られるように、かかりつけ医との連携を図る。</li> </ul>

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野6:行政における配慮の充実

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 行政における合理的配慮の推進	合理的配慮の提供	◆職員研修を行い、町職員による障がい者等への差別の解消及び合理的配慮に対する理解を深めます。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会を実施する。</li> <li>・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布し理解を深める。</li> <li>・職員掲示板に合理的配慮について掲載し周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法や合理的配慮に関する研修資料を職員掲示板に掲載し、新人職員を含む全職員に対して書面による研修会を実施した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法や合理的配慮について、職員に対する理解を深めていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会を実施する。(研修会は2年に1回、次回は令和6年度)</li> <li>・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布し理解を深める。</li> </ul>
		◆窓口や事業等において、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口、筆談用の白板や助聴器を設置し必要時、活用して対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での相談時などに、筆談用の白板や助聴器を設置し、対応を行った。</li> <li>・手話奉仕員を庁内に設置した。</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字プリンター</li> <li>・点字テプラ</li> <li>・拡大読書器</li> <li>・ポータブルレコーダー</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">} ボランティア活動センターに設置し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大読書器:芦屋図書館に設置</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、合理的配慮の理解を深めていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き窓口で筆談用の白板や助聴器を設置し、必要時には活用して対応する。</li> </ul>

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 雇用の場の拡大	障がい者雇用の促進	◆民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い障がい者雇用の促進を図ります。	産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。</li> <li>・事業者への周知については、国及び県のチラシ等を活用し実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク等と連携し広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークや国及び県等と連携し引き続き情報収集に努めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。</li> <li>・事業者への周知については、国及び県のチラシ等を活用し実施する。</li> </ul>
		◆障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設からの物品等の調達方針により調達目標を定め、受注機会の増大を図り障がい者雇用を促進します。	障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者優先調達法に基づく物品等の調達を継続して行う。</li> <li>・物品等の調達実績をホームページで公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者優先調達法に基づいて、令和4年度の障がい者就労施設等からの物品調達方針を町のホームページに掲載し、広く周知に努めた。</li> <li>・庁内の課長会議で障がい者就労施設等からの物品調達を積極的に行うよう依頼し、実績増に努めた。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内で働きかけを行い、受注機会を拡大していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者優先調達法に基づく物品等の調達を継続して行う。</li> <li>・物品等の調達実績をホームページで公表する。</li> </ul>
		◆行政内において、就労の場の提供を検討します。	障がい者福祉課 総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者活躍推進計画」に基づき今後も雇用者数を維持していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者活躍推進計画」の計画どおり、雇用した。</li> <li>令和4年度現在の行政内(芦屋町)における雇用者総数 4名</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、法定雇用率が2.6%から3.0%に改められるため、障がい者の雇用者数を増やす必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者活躍推進計画」に基づき今後も雇用者数を維持していく。</li> </ul>



芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(2) 総合的な就労支援	職業リハビリテーションの推進	◆就労を希望する障がい者等に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し一般就労に向けた支援を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内する。	・一般就労が困難な障がい者に対し相談支援専門員と連携し、障がい福祉サービスを提供することで就労の機会を確保した。  令和4年度の利用者の人数 (令和5年3月末時点) ※カッコ内は令和3年度末の支給決定者数  就労移行支援 :6名 (2名) 就労継続支援A型:12名 (8名) 就労継続支援B型:44名 (37名)	◎	・多様な就労の機会が提供できるよう継続して支援し、就労へつなげていく必要がある。	・障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内する。
		◆事業所や障害者就業・生活支援センターと連携し総合的な就労支援を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・利用希望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援していく。  ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議に参加し就労への様々な情報を共有することで、就労支援へ活かす。	・対象者の状況を把握し、適したサービスや就労に関しての情報提供を行った。  ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議には業務の都合により出席できなかったが、福岡県精神保健福祉センターによる、精神障がい者就労支援関係者研修会に出席し、情報の共有を図った。	○	・対象者の状況を把握したうえで、必要なサービスを継続していく必要がある(状況に応じて、就労系サービスの利用が難しい場合は他のサービスを利用し、就労系サービスへ移行できるよう支援していく)。	・利用希望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援していく。  ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議等に出席し、就労への様々な情報を共有することで、就労支援に活かしていく。
		◆広報紙で職業訓練等の周知を行います	産商工観光係	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知する。	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知した。 8月・9月・10月・2月号 職業訓練生募集のお知らせ 10月号 福岡県障がい者職業能力開発訓練生募集のお知らせ  ・窓口に就労募集パンフレットを配架した。	◎	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで引き続き周知していく必要がある。	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知する。

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野8:教育の振興

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 福祉教育の充実	小・中学校における福祉教育等の推進	◆小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がい者理解を深めます。	学 校 教 育 課 係	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。	・児童・生徒及び保護者に対し、特別支援コーディネーターが特別支援学級や通級指導教室に関する説明(啓発)を行った。	◎	・対象者が毎年変わるため、継続して啓発を行っていくことが必要である。	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。
(2) 教育相談の充実	教育相談	◆教育相談会を実施し、支援を要する児童・生徒の教育的支援や就学指導及び進路指導を行います。	学 校 教 育 課 係	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定)	・8月に発達や成長が気になる子ども及び保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施した。 参加者:10名	◎	・支援が必要な児童や生徒に対し、専門的知見からの指導、助言を行う教育相談を継続して行っていくことが必要である。	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定)
(3) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	◆芦屋町特別支援教育連携協議会において、支援を要する児童・生徒に対し将来を見据えた円滑な支援がなされるよう協議を行います。	学 校 教 育 課 係	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。 2回/年	・保・幼・小・中だけでなく、学識経験者や特別支援学校教諭、保護者等を招聘し芦屋町特別支援教育連携協議会を開催した。これにより、情報共有を図ると共に、継続した支援がなされるよう連携強化を図った。 令和4年度:2回開催	◎	・支援を要する児童・生徒に必要な支援がなされるよう、関係者との情報共有を継続していくことが必要である。	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。 2回/年
		◆「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	学 校 教 育 課 係	・就学児健診の際に「あしやすくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。	・就学前健診の際に「あしやすくすくファイル」を活用した、学校職員と就学児及び保護者の面談を実施した。その際、紛失や未記入者に対しての記載を呼び掛けた。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行った。	◎	・「あしやすくすくファイル」の活用、利用促進について継続して啓発していくことが必要である。	・就学児健診の際に「あしやすくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。

芦屋町障害者計画【R4】評価・【R5】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野9:社会活動の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R4計画	R4取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題及び次期計画に向けての取組	R5計画
(1) 交流活動の促進	レクリエーション活動の充実	◆障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がい者との交流を図り障がい者の社会参加を促進します。	生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者レクスポ大会の開催日程を検討するため、関係団体を招集して、調整会議を行う。</li> <li>広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。</li> <li>特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月26日(日)に、令和4年度障がい者レクスポ大会を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染対策として内容をパラスポーツの体験形式に変更して実施した。(競技参加者数:50人)</li> <li>広報あしや令和5年3月号及び町のホームページで周知を行った。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の参加団体や関係団体などに意見を聴いて、競技内容や運営体制を検討する。</li> <li>特別支援学級への通知は見送った。事業には健常者も参加できるため、案内を行う場合は特別支援学級を含め、全児童・生徒を対象に案内することを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者レクスポ大会を開催する。また、開催に当たって、関係団体と日程等の調整を行う。</li> <li>広報あしや及び町のホームページで障がい者レクスポ大会の周知を行う。</li> </ul>
(2) 各種団体の支援	ボランティアの育成	◆手話奉仕員養成講座により、地域におけるボランティアの担い手を育成します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1市4町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。</li> <li>手話奉仕員養成講座(入門編)開催 期間:6/29~11/16 20回 場所:岡垣町 いこいの里</li> <li>広報あしや及びホームページで手話奉仕員養成講座開催について周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1市4町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催した。</li> <li>手話奉仕員養成講座(入門編)開催 期間:6/30~11/16 20回 場所:岡垣町 いこいの里 芦屋町の参加者 1名</li> <li>広報あしや5月号にて手話奉仕員養成講座開催について掲載した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で活動するボランティア育成を継続して行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1市4町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。</li> <li>手話奉仕員養成講座(基礎編)開催 期間:6/28~3/27 25回 場所:岡垣町 いこいの里</li> <li>広報あしや及びホームページで手話奉仕員養成講座開催について周知する。</li> </ul>
	障がい者団体等の活動支援	◆障がい者団体等の活動推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請に応じ、町のホームページや広報あしやで障がい者団体の活動等について周知する。</li> <li>周知する際に活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく活動状況の写真も一緒に掲載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後援の申請があり、広報あしや令和5年3月号で障がい者団体のイベントについて周知した。</li> <li>イベント開催にあたり会場設営などの支援を行った。</li> <li>イベントの実施結果について令和5年5月号に掲載した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者団体と連携し活動推進を支援していくことが必要である。</li> <li>実際の活動の内容が把握しやすいような周知方法について検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請に応じ、町のホームページや広報あしやで障がい者団体の活動等について周知する。</li> <li>周知する際に活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく実際の活動状況の写真も一緒に掲載する。</li> </ul>
		◆障がい者団体等が行う事業について自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知する。</li> <li>事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋町障がい者等自発的活動支援事業補助金交付実績(令和4年度 0件)</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の自発的な活動を充実させるために制度の周知をより一層図ることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知する。</li> <li>事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。</li> </ul>